

盛岡市監査委員告示第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 25 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 27 年 7 月 1 日付け 27 盛監第 17 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 市立病院に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

27 盛病総第 84 号

平成 27 年 12 月 21 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 7 月 1 日付け 27 盛監第 17 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市立病院事務局総務課）

- （1）旅費の算定に当たり、誤った旅行期間で宿泊料及び日当を算定していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- （2）旅行命令の取消しに当たり、決裁権者の決裁を得てない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- （3）行政財産の使用料の算定に当たり、端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

- ア 旅費の算定に当たり、添付書類等の綴り忘れのないようにすることと算定を適正に行うことを課内研修会で周知徹底した。なお、当該事例は事前に出張予定者の都合により、出張が取り止めになり支出された全額が返納された。
- イ 旅行命令の作成に当たり、決裁権者の決裁について適正に行われるよう「盛岡市市立病院専決代決規程」について、課内研修会で周知徹底した。
- ウ 端数計算に関する法律の適用について、課内研修会で周知徹底した。なお、算定誤りにより過分に徴収した使用料については、返納処理を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 担当者が宿泊することが必要となる業務の資料を添付することを忘れたことが原因である。

再発防止策として、必要な資料は漏らさず添付することを徹底するようにした。また、旅費の算定に当たっては、複数職員でチェックすることとした。

イ 原因は、所属長及び課員の「盛岡市市立病院専決代決規程」の認識不足だったことによる。

再発防止策として、課内研修の場で今回事例の説明を行い、関係規定の習熟に努めるとともに、適正な事務処理を行うよう課員全員の認識の統一を図った。

ウ 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条第2号の規定により、確定金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる旨規定されているが、行政財産使用料等に同法の適用の認識がなかったため端数を四捨五入したものであった。

行政財産使用料等に係る法適用について事務担当者への指導及び職員への周知を実施したほか、今後は、使用料等の決定時において、根拠法令及び算定方法を明記するとともに、複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 7 月 1 日付け 27 盛監第 17 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市立病院事務局医事課）

- （1）業務委託契約に当たり、業務委託契約書の約定で禁止されている一括下請負をしている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- （2）業務委託契約に当たり、仕様書に定められている点検項目が実施されないまま完了確認している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

ア 業務委託契約書の約定に則した委託形態を取ることを業者に指導するとともに、委託業務の実施に当たって、適切に業務が行われているかについて、作業報告書等をもって必ず確認することを課内研修会で周知徹底した。

イ 業務委託契約の完了確認を行う際は、仕様書に定められた点検項目に則り、全項目が適正に実施されているかの確認について課内研修会で周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

ア 業務委託契約約定が規定している委託の契約形態について、契約事務担当者が正しく理解していなかったことによる。契約に係る見積通知等を行う際にあらためて選定業者に一括下請負の禁止等について周知するとともに、検収時には作業報告書と現場責任者届の照合を行うことを指示し、随時確認を行うよう徹底する。

イ 業務委託契約の完了の確認に当たって、業務完了時に受注者より提出される報告書についての、起案者及び所属長による確認が不十分であったことが原因である。

起案者及び所属長並びに決裁経由者において、点検項目に漏れが無いかの確認を徹底するとともに、点検様式の改善も検討することとした。